

菅野駅周辺における自転車等放置禁止区域の指定について

1 自転車等放置禁止区域とは

『自転車等放置禁止区域』とは、「市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成4年条例第27号）」第9条第1項の規定に基づき市長が指定するものです。

『自転車等放置禁止区域』に指定されると、その区域内の公道上に自転車や原付バイク等が放置（利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態）された場合には、撤去の対象となります。

2 現況

京成電鉄菅野駅については、同駅まで自転車等を利用する者も多く、駅周辺の歩道上等に多数の自転車等が放置されている状況にあります。

※ 菅野駅周辺の放置の状況

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
114台	139台	139台	143台	113台

3 指定の理由

菅野駅周辺においては、放置自転車の台数が悪化する傾向にあるため、歩行者等の通行の安全や防災活動に支障を生ずるおそれがあるほか、都市景観の悪化も懸念されます。また、本市は、令和5年4月から同駅周辺に菅野第1駐輪場・菅野第2駐輪場（どちらの駐輪場も、自転車（一般）：月額1,760円（税込）、原付バイク・普通自動二輪（一般）：月額3,520円（税込））を開設することから、同駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定することにより、同駅周辺の良好な環境を確保することとします。

4 指定年月日

菅野駅周辺自転車等放置禁止区域の指定日は、令和5年4月1日とします。

なお、指定に係る告示は、同年1月1日に行う予定です。

5 指定区域

別添「(仮称) 菅野駅周辺自転車等放置禁止区域図(案)」を参照

6 指定の効果

自転車等放置禁止区域に指定されると、区域内の公道上に放置された自転車等については、市の保管所へ移送され、その場から撤去されることとなります。これにより、放置自転車等の減少が見込まれることから、菅野駅周辺における良好な生活環境の確保が図られることとなります。

なお、撤去された自転車等を引き取る場合は、原則として、撤去保管料(自転車：3,000円、原付バイク等：6,000円)の支払いが必要となります。

7 自転車等放置禁止区域の指定状況

本市では、現在、市川駅(市川真間を含む)、本八幡駅(京成八幡を含む)、市川大野駅、市川塩浜駅、妙典駅、行徳駅、南行徳駅、北国分駅、の各駅周辺およそ200mの範囲を自転車等放置禁止区域に指定しています。

8 担当課及び連絡先

道路交通部 交通計画課 駐輪・駐車施設担当

〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2

電話：047-712-6342、FAX：047-712-6343